

建設工事請負契約書作成の手引き

富岡土木事務所

最終改正：令和 7 年 1 2 月 1 2 日

富岡土木事務所が発注する建設工事の受注者は、この手引きを参照して契約書を作成してください。
様式は、添付ファイルの工事契約書（R7.4.1 施行）、建設工事請負契約約款（R7.12.12～・一部削除）を使用してください。

1 建設工事請負契約書（群馬県建設工事執行規程別記様式第6号）

該当条項	記入内容及び補正内容等
収入印紙	発注者が保管する契約書 1 通に、印紙税法において定められた金額の収入印紙を貼付し、受注者のみが消印します。 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に作成される建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は軽減されています。 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/inshi/pdf/0020003-096.pdf
1 工事名	工事名は、「落札決定通知書の調達案件名称」の補助（単独）公共から路線名（河川名）の前までを記載します。 （例）（例）単独公共単独交通安全対策事業（交安）
2 工事場所	工事場所は、「落札決定通知書の調達案件名称」の路線名（河川名）以下を記載します。 （例）主要地方道富岡神流線富岡市〇〇地内
3 工期	『契約日の翌日』～「入札公告」の工期又は履行期限の日 ※契約日の翌日が土・日・祝日にあたる場合でも翌日としてください。 ※フレックス工期適用工事の工期終了日は、土・日・祝日・年末年始は除いた日としてください。ただし、工期が令和 8 年 3 月 3 1 日までの工事は、工期終了日を令和 8 年 3 月 3 1 日にしてください。
4 請負代金額	1 請負代金額の欄には、入札金額に入札金額の 1 0 % を加算した金額を記載します。 2 課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税額を（ ）内に記載します。 3 免税事業者にあつては、（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）を全部削除又は見え消し削除します。
5 契約保証金	1 契約保証金は、債務不履行の事態が発生した場合に発注者が受ける損害を補填するため、契約の締結にあたり契約金額の 1 0 % 以上を納付していただくものです。 2 指名通知書に「無」と記載されている場合は、「免除」と記載します。 3 契約保証金は、現金、有価証券（国債及び地方債）、金融機関の保証、保証事業会社の保証、履行保証保険及び履行保証証券のいずれかから選択することができます。 4 現金の納付又は現金に代わる担保（有価証券、金融機関の保証及び保証事業会社の保証）を納める場合は、当該金額を記載します。 ※現金の納付を希望する場合は、「落札者決定通知書」受理後、速やかに富岡土木事務所まで「現金納付を希望する旨」電話連絡をお願いします。 5 契約保証金の納付に代えて履行保証保険契約に係る証券を提出する場合は「免除（履行保証保険）」と記載するとともに「金 円」を全部削除します。 6 契約保証金の納付に代えて公共工事履行保証証券を提出する場合は「免除（履行ボンド）」と記載するとともに「金 円」を全部削除します。

該当条項	記入内容及び補正内容等
6 解体工事に要する費用等	1 建設リサイクル法の対象工事である場合は、「別紙のとおり」と記載し、【法第13条省令第4条に基づく書面】を約款の末尾に綴じ込みます。「該当がない」場合も「別紙のとおり」とし別紙に該当がない旨記載してください。 様式は下記からダウンロードできます。 http://www.pref.gunma.jp/06/h0110049.html (6-3 法第13条及び省令第4条に基づく書面(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)を使用してください。 2 当該工事が建設リサイクル法の対象工事でない場合は、「対象外工事」と記載します。
7 建設発生土の搬出先等	この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり」と記載します。 該当の有無は、「施工条件の明示」で確認してください。 なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならないことになります。 提出等について不明な点がある場合は、監督員に確認してください。 該当工事でない場合は、「該当なし」と記載します。
記述文	上記の工事について、発注者と受注者とは各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。
本書○通の記載	・ア 受注者が単体である場合は、「2」を記載します。 ・イ 受注者が共同企業体を結成している場合は、「1 + 共同企業体の構成員数」を記載します。 ・ウ 地域機関等が県庁執行工事に係る入札を執行した場合は、記載した○通とは別に地域機関等分の建設工事請負契約書1部を提出します。
契約締結日	特に指示のない限り、「落札者決定通知書」の発行日を契約締結日とします。 契約の締結は落札決定の翌日から5日以内(土日祝日を含む)ですので、期日までに契約書の提出をお願いします。
発注者 住所・氏名	1 知事が契約を締結する場合 「住所 群馬県前橋市大手町1-1-1」 「氏名 群馬県 群馬県知事 ○○○○」 と記載し、押印します。 2 所長が契約を締結する場合 「住所 群馬県富岡市田島343番地1」 「氏名 群馬県富岡土木事務所長 一倉 史孝」 と記載し、押印します。

該当条項	記入内容及び補正内容等
受注者 住所・氏名	1 法人である場合 「住所 入札参加資格者名簿に登録した所在地 商号 役職名 ○○○○」と記載し、代表者印を押印します。 2 共同企業体である場合 「住所 登録した共同企業体の所在地 共同企業体名 代表企業名 役職名 ○○○○ 構成企業名 役職名 ○○○○ 構成企業名 役職名 ○○○○」と記載し、各構成員の代表者印を押印します。 3 個人である場合 「住所 入札参加資格者名簿に登録した住所 屋号 ○○○○」と記載し、押印します。 4 入札参加資格者名簿において契約締結に係る権限を委任している場合は、委任先の内容を記載し、受任者印を押印します。
綴じ方	【以下の順番で綴じてください】 1 ①契約書 ②約款 ③法第13条省令第4条に基づく書面 （解体工事に要する費用等で「別紙のとおり」とした場合） ④設計書（1次単価まで） ⑤施工条件明示 ⑥各種特記仕様書 の順で綴じ込み、表面及び裏面の糊付け部分に割印を押してください。 2 見積参考資料、数量計算書、図面、位置図、チェックシート（様式1、様式2）は添付しないでください。

2 建設工事請負契約約款（群馬県建設工事執行規程別記様式第6号の2）

約款の訂正については次のとおりです。

該当条項	記入内容及び補正内容等
文字、項、条の加入、訂正、削除の方法	○字加入する場合は、「○字加入」と上余白に記載します。 ○字訂正する場合は、「○字訂正」と上余白に記載します。 ○字削除する場合は、「○字削除」と上余白に記載します。 - 条項を加入、訂正、削除する場合は、「第○条第○項削除」などと記載します。 - 句読点、かぎ及び括弧等は字数に数えません。 「○字加入」、「○字訂正」及び「○字削除」と記載した箇所に訂正印を押します。
（適正な労務費の確保等） 第3条の2	適正な労務費の確保等の第3条の2は（A）を適用し、（B）を削除（又は見え消し二重線）します。 ※添付ファイルの約款は、第3条の2（B）は削除済です。
（契約の保証） 第4条	- 金銭的保証（通常は金銭的保証です。）の場合は（A）を適用し、（B）を削除（又は見え消し二重線）します。 - 役務的保証（付保割合30%の履行ボンド）の場合は（B）を適用し、（A）を削除（又は見え消し二重線）します。 - 指名通知書（入札公告）で契約保証金の納付を「無」（免除）とした場合は、本条を削除（又は見え消し二重線）します。ただし、履行保証証券又は履行保証保険に係る書類の提出により結果的に契約保証金の納付が免除される場合は削除しません。 ※添付ファイルの約款は、第4条（B）は削除済です。
（下請負人の社会保険等加入義務等） 第7条の2	下請負人の社会保険等加入義務等の第7条の2は（A）を適用し、（B）を削除（又は見え消し二重線）します。 ※添付ファイルの約款は、第7条の2（B）は削除済です。
（現場代理人及び主任技術者等） 第10条 ※令和7年2月1日施行 （建設業法施行令の一部改正による）	次のとおり削除（又は見え消し二重線）及び加筆します。 - 請負金額が4,500万円未満の場合 （A）[非専任の] 主任技術者 （B）[] 監理技術者 （C）監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。） - 請負金額4,500万円以上で、下請金額の合計が5,000万円未満の場合又は下請の予定がない場合 （A）[専任の] 主任技術者 （B）[] 監理技術者 （C）監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。） - 請負金額4,500万円以上で、下請金額の合計が5,000万円以上で専任の監理技術者とした場合 （A）[] 主任技術者 （B）[専任の] 監理技術者 （C）監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。） - 請負金額4,500万円以上で、下請金額の合計が5,000万円以上で非専任の監理技術者とした場合 （A）[] 主任技術者 （B）[非専任の] 監理技術者 （C）監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

該当条項	記入内容及び補正内容等																	
(支給材料及び貸与品) 第 15 条	削除する必要はありません。																	
(請負代金額の変更に代える設計図書の変更) 第31 条	「第 1 5 条」を削除する必要はありません。																	
(前金払及び中間前金払) 第35 条	1 請負金額が5 0 万円以上の工事にあっては前金払と部分払を併用することができるとともに、いずれも選択しないこともできます。 2 中間前金払は、一定の要件を満たした場合、4 0 %を超えない範囲内で既に支払を受けた前払金に追加して2 0 %を超えない範囲で受けることができます。 3 中間前金払は、前払金の支払を受けていないと請求することはできません。 4 第3 項及び第4 項を削除する必要はありません。 5 前金払を予定しない場合でも、第35 条、第36 条及び第37 条を削除する必要はありません。 6 その他詳細については、「県発注工事に係る中間前金払に関する取扱い」(令和7 年4 月1 日改正版)を参照してください。																	
(部分払) 第38 条	1 契約金額が1 5 0 万円以上の工事にあっては、中間前金払と部分払のどちらか一方を選択する必要はなく、併用することもできます。 また、中間前金払と部分払のいずれも選択しないことも可能です。 本条は「できる規定」なので、実際には部分払を請求することがない場合でも、条文を削除する必要はありません。 2 部分払を請求することができる回数は次のとおりとし、第1 項中の「工期中〇回を超えることができない。」に該当する数字を記入します。 <table><thead><tr><th>請 負 金 額</th><th>前金払を受けない場合</th><th>前 金 払 を 受 け る 場 合</th></tr></thead><tbody><tr><td>150 万円以下</td><td>支払わない</td><td>支払わない</td></tr><tr><td>150 万円を超え 500 万円以下</td><td>2 回以内</td><td>1 回</td></tr><tr><td>500 万円を超え 1000 万円以下</td><td>3 回以内</td><td>2 回以内</td></tr><tr><td>1000 万円を超えるもの</td><td>4 回以内</td><td>3 回以内</td></tr></tbody></table> 3 その他詳細については、「県発注工事に係る中間前金払に関する取扱い」(令和7 年4 月1 日改正版)を参照してください。			請 負 金 額	前金払を受けない場合	前 金 払 を 受 け る 場 合	150 万円以下	支払わない	支払わない	150 万円を超え 500 万円以下	2 回以内	1 回	500 万円を超え 1000 万円以下	3 回以内	2 回以内	1000 万円を超えるもの	4 回以内	3 回以内
請 負 金 額	前金払を受けない場合	前 金 払 を 受 け る 場 合																
150 万円以下	支払わない	支払わない																
150 万円を超え 500 万円以下	2 回以内	1 回																
500 万円を超え 1000 万円以下	3 回以内	2 回以内																
1000 万円を超えるもの	4 回以内	3 回以内																
(債務負担行為に係る契約の特則) 第40 条	第40 条・第4 1 条・第4 2 条の各特則に係る限度額等については、契約金額決定後に発注者から通知します。																	
(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則) 第4 1 条																		
(債務負担行為に係る契約の部分払の特則) 第4 2 条																		

該当条項	記入内容及び補正内容等
(契約不適合責任) 第45条	(A) は第4条において (A) を使用する場合選択し、(B) を全部削除（又は 見え消し二重線）します。 (B) は第4条において (B) を使用する場合選択し、(A) を全部削除（又は 見え消し二重線）します。 【注意事項】第45条 (B) を削除する場合、第2項及び第3項を削除しないよう御注意ください。 ※添付ファイルの約款は、第45条 (B) は削除済です。
(火災保険等) 第58条	1 本条は、削除する必要はありません。 2 第1項中「(支給材料を含む。以下この条において同じ。)」を削除する必要はありません。

【〇県債、〇国債の場合については、次のとおりとしてください。】	
【〇県、〇国の場合】	第40条（債務負担行為に係る契約の特則）に次のとおり記載する。 (債務負担行為に係る契約の特則) 第40条 前払金及び部分払金の請求時期は、令和●年4月1日以降とする。